

【通信設定後の ATIS 再聴取は必要ですか !? 】

1. ATIS 受信証の通報に関する AIP-JAPAN の記述

ATIS の通報は、AIP GEN 3.3 飛行場情報放送業務 (ATIS) に以下のように定められています。

パイロットはターミナル管制機関の最初の交信において受信証を通知すること。ただし管制承認伝達席と交信する場合はその必要がない。

つまり 出発時はグラウンド、グラウンドがない空港はタワー、到着時はアプローチ (一部の空港はデパーチャー) との最初の交信時に ATIS コードを通報します。

2. パイロットが必要な情報と管制官の通報義務

それではイニシャルコンタクトで ATIS コード通報後も、滑走路・進入方式・風・VIS・CG・QNH を確認するために ATIS の再聴取は必要でしょうか？

管制方式基準では、管制官によるこれらの情報提供は次のようになっています。

【使用滑走路・進入方式】

使用滑走路・進入方式が、パイロットの通報した ATIS と異なる場合は通報されます。(Ⅱ)-7-(4)、(Ⅲ)-5-(1)

【風向風速】

離着陸許可発出時に通報する内容に含まれています。(Ⅲ)-2-(1)、(Ⅲ)-2-(9)

【VIS (RVR)・CG】

離陸：VIS(RVR)とCGが、Take-off Minima の最高値未満の場合は通報されます。(Ⅲ)-5-(2)

着陸：VIS が Circling Minima の地上視程の最高値未満、CG が Circling Minima の最高値未満の場合は通報されます。(Ⅱ)-7-(4)

【QNH】

QNH がパイロットの通報した ATIS と異なる場合、既提供値から変化したときは提供されます。(Ⅰ)-4-(4) b、(Ⅱ)-7-(4)、(Ⅲ)-5-(1)

3. AIM-J 290 項の記述と管制官に求められる対応

AIM-J 290 項【パイロットと管制官の責任分担】にはルールでカバーしきれない部分の規範となる Good Operating Practice が集約されており、3) ATIS の記述は以下のとおりです。

パイロットは、ATIS が運用されている飛行場では、受信した ATIS のコードを、ターミナルの管制機関 (クリアランスデリバリーを除く) との最初の通信設定時に通報すべきである。

管制官は、パイロットが通報した ATIS が最新のものでなかった場合は、最新のコード名を通報するのみでなく、提供すべき情報のうち更新されている部分をすべて通報すべきである。

ATIS は通常毎正時 (30 分) に更新されますが、気象状況の変化や滑走路・進入方式の変更は 30 分毎に起きるわけではなく、重要な変更があった場合、毎正時 (30 分) の途中でも ATIS が更新されます。

パイロットにとって重要なのはこちらの方です。しかし更新されるか分からない ATIS を常時モニターすることは現実的ではなく、管制官が必要な情報を提供する手順は ATIS が導入前後で変更されていません。

因みに管制卓には最新 ATIS コード・内容が表示され、更新時に管制官が認識できるようになっています。

4. 通信設定後の必要な情報の確認と提供は・・・

ACARS 装備機に乗務するパイロットは CDU をワンクリックすることで最新の ATIS を入手でき、音声による確認よりも格段に容易になりました。

しかし、ACARS 装備機はエアラインの一部の機体で、進入管制区には ACARS 非装備機、シングルパイロットの航空機、VHF 1 セット搭載機も多数飛行しています。そのような航空機のパイロットが通信設定後に ATIS を再聴取すると、ATC コミュニケーションループ*を犠牲にしてしまうことも考えられます。

ATC コミュニケーションループは、パイロットが管制指示を正確に受容し行動に移すための重要なツールであることを理解し、パイロットは通信設定後の必要な情報は管制官に確認すること、管制官はパイロットが必要な情報が更新された際には無線で提供するという日本の航空文化を醸成していきましょう！！

*ATC Communication Loop : AIM-J 291 項および ATC コミュニケーションハンドブック P3 参照

この「ATC再発見 *Radio Telephony Meeting*」は、JAPAATS 委員会と ATCAJ 技術委員会が参加している R/T Meeting で討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。